

湖西市の人事行政の運営状況について

湖西市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年湖西市条例第9号）第2条の規定により、職員の給与などについて公表します。

1 任免及び職員数に関する状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

区分 部門	職員数			主な増減理由
	平成19年	平成20年	対前年増減	
市長部局等	234 人	232 人	△ 2 人	業務の見直しによる減
教育委員会	96 人	92 人	△ 4 人	業務の見直しによる減
合計	330 人	324 人	△ 6 人	

(2) 採用及び退職の状況（平成19年度）

区分 部門	増員（人）				減員（人）									
	採用	転入	異動	合計	退職					転出	異動	免職		合計
					定年	勸奨	普通	死亡	計			分限	懲戒	
市長部局等	12	2	1	15	6	3	2	1	12	3				15
教育委員会	1	1		2	4		1		5	2	1			8
合計	13	3	1	17	10	3	3	1	17	5	1			23

※1 採用は、平成19年4月2日から平成20年4月1日の間に採用した者の人数です。

2 退職は、平成19年4月1日から平成20年3月31日の間に退職した者の人数です。

3 転入・転出は、広域施設組合、県教育委員会、社会福祉協議会との間の異動人数、異動は部局間の異動人数です。

(3) 採用試験の実施状況（平成19年度）

職種	採用予定数	申込者数(女性)	受験者数(女性)	合格者数(女性)	倍率
一般行政職	7 人	99 (33) 人	91 (33) 人	6 (2) 人	15.2 倍
土木技術職	2 人	5 (0) 人	5 (0) 人	2 (0) 人	2.5 倍
保健師	2 人	8 (8) 人	6 (6) 人	3 (3) 人	2.0 倍
管理栄養士	1 人	6 (6) 人	6 (6) 人	1 (1) 人	6.0 倍
幼稚園教諭	1 人	17 (15) 人	16 (14) 人	1 (1) 人	16.0 倍

2 給与の状況

(1) 人件費の状況（平成19年度一般会計決算）

住民基本台帳人口 (H20. 3. 31現在)	歳出額 A	人件費 B	人件費率 B/A	前年度人件費率
42,490 人	16,891,292 千円	2,574,964 千円	15.2 %	16.9 %

(2) 職員給与費の状況（平成20年度一般会計当初予算）

職員数 A	職員給与費				1人当たり 給与費B/A
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
305人	1,184,109千円	240,732千円	500,748千円	1,925,589千円	6,313千円

※ 職員手当には退職手当を含みません。

(3) 平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成20年4月1日現在）

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	351,200円	404,892円	44歳4月
技能労務職	248,900円	266,239円	49歳6月

※ 平均給与月額とは、給料及び職員手当（扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当等）の合計です。

(4) 初任給の状況（平成20年4月1日現在）

区分		湖西市	国
一般行政職	大学卒	178,800円	I種 185,800円 II種 172,200円
	高校卒	144,500円	140,100円
技能労務職	高校卒	146,700円	137,200円

(5) 経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成20年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	277,700円	312,400円	362,200円
	高校卒	—円	277,700円	318,600円

※ 経験年数とは、採用前に民間企業勤務経験などがある場合には、その期間を換算し、採用後の年数に加算した年数です。

(6) 一般行政職の級別職員数の状況（平成20年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事、技師	15人	7.5%
2級	主任	17人	8.5%
3級	主査	43人	21.7%
4級	主任主査	35人	17.6%
5級	総括、主幹、係長	31人	15.6%
6級	課長代理	17人	8.5%
7級	課長、所長、専門監	28人	14.1%
8級	部長、理事、参事	13人	6.5%
計		199人	100.0%

※1 「職員の給与に関する条例」に基づく行政職給料表の級区分による職員数です。

2 「標準的な職務内容」とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(7) 期末・勤勉手当の状況 (平成20年4月1日現在)

(単位:月分)

区 分	湖 西 市			国
	期末手当	勤勉手当	計	
6月期	1.40	0.750	2.150	湖西市と同じ
12月期	1.60	0.750	2.350	
計	3.00	1.50	4.50	

職制上の段階、職務の級により加算措置 (0~15%)があります。

(8) 退職手当の状況 (平成20年4月1日現在)

区 分	湖 西 市		国
	自己都合	勸奨・定年	
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	湖西市と同じ
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	
最高限度	59.28 月分	59.28 月分	
1人当たり 平均支給額	22,920 千円	勸奨 27,746 千円 定年 24,468 千円	

※ 1人当たりの平均支給額は、平成19年度に退職した職員に支給された退職手当の平均額です。

(9) その他の主な手当の内容

ア 地域手当の状況 (平成19年度決算)

支給率	3.0 %
1人当たりの平均支給年額	124 千円

イ 特殊勤務手当の状況 (平成19年度決算)

区 分	全 職 種
職員全体に占める手当支給職員の割合	15.8 %
支給職員1人当たりの平均支給年額	4,858 円
手当の種類 (手当数)	15 種類
支給額の多い手当の名称	1 犬猫死体処理手当 (350円/回)
	2 用地交渉手当 (300円/日)
	3 滞納整理等手当 (300円/日)

ウ 時間外勤務手当の状況 (平成19年度決算)

平成19年度	支給総額	75,427 千円
	支給職員1人当たりの平均支給年額	314.3 千円

※ 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

Ⅰ 扶養手当・住居手当・通勤手当の状況（平成20年4月1日現在）

区分	内 容（市）	国の制度との異同	国の制度と異なる場合の内容（国）
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配偶者 13,000円 ・ 配偶者以外の扶養親族 1人目 <ul style="list-style-type: none"> （配偶者がいる職員） 6,500円 （配偶者がいない職員） 11,000円 2人目以降（1人につき） 6,500円 ※ 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子（1人につき） 5,000円 	同じ	
住居手当	<p>〔借家・借間に居住する者〕</p> <p>支給対象者 月額12,000円を超える家賃・間代を支払っている職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全額支給限度額 11,000円 ・ 2分の1加算限度額 16,000円 ・ 最高支給限度額 27,000円 <p>〔持家に居住し世帯主である者〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支給額（新築・購入後5年間） 3,500円 ・ 支給額（上記以外） 2,000円 	一部異なる	<p>〔借家・借間に居住する者〕</p> <p>支給対象者 市と同じ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全額支給限度額 市と同じ ・ 2分の1加算限度額 市と同じ ・ 最高支給限度額 市と同じ <p>〔持家に居住し世帯主である者〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支給額（新築・購入後5年間） 2,500円
通勤手当	<p>〔交通機関等利用者〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 最高支給限度額 1か月当たり 55,000円 <p>〔交通用具使用者〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 片道 2km以上 4km未満 3,300円 ・ 片道 4km以上 6km未満 5,400円 ・ 片道 6km以上 8km未満 6,200円 ・ 片道 8km以上 10km未満 7,700円 ・ 片道10km以上 15km未満 9,500円 ・ 片道15km以上 20km未満 11,600円 ・ 片道20km以上 25km未満 13,900円 ・ 片道25km以上 30km未満 16,200円 ・ 片道30km以上 35km未満 18,500円 ・ 片道35km以上 40km未満 20,800円 ・ 片道40km以上 23,100円 <p>〔交通機関と交通用具の併用者〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 最高支給限度額 1か月当たり 55,000円 	一部異なる	<p>〔交通機関等利用者〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 最高支給限度額 市と同じ <p>〔交通用具使用者〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 片道 5km未満 2,000円 ・ 片道 5km以上 10km未満 4,100円 ・ 片道10km以上 15km未満 6,500円 ・ 片道15km以上 20km未満 8,900円 ・ 片道20km以上 25km未満 11,300円 ・ 片道25km以上 30km未満 13,700円 ・ 片道30km以上 35km未満 16,100円 ・ 片道35km以上 40km未満 18,500円 ・ 片道40km以上 45km未満 20,900円 ・ 片道45km以上 50km未満 21,800円 ・ 片道50km以上 55km未満 22,700円 ・ 片道55km以上 60km未満 23,600円 ・ 片道60km以上 24,500円 <p>〔交通機関と交通用具の併用者〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 最高支給限度額 市と同じ

(10) 特別職等の給与等の状況（平成20年4月1日現在）

区 分		給料月額	期末手当の支給割合と支給額※					
			6 月期		1 2 月期		計	
給 料	市 長	870,000 円	2. 15 月分	2,151,075 円	2. 35 月分	2,351,175 円	4. 50 月分	4,502,250 円
	副市長	705,000 円		1,743,112 円		1,905,262 円		3,648,374 円
	教育長	640,000 円		1,582,400 円		1,729,600 円		3,312,000 円
退 職 手 当	市 長	870,000 × 在職年数 × 500/100						
	副市長	705,000 × 在職年数 × 300/100						
	教育長	640,000 × 在職年数 × 220/100						

※期末手当 = [給料月額 + 給料月額 × 15/100 (加算率)] × 支給割合

3 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 一般職員の勤務時間の状況

勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
8時間	8時30分	17時15分	12時15分～13時00分

(2) 年次有給休暇の使用状況（平成19年）

内 容	1人当たり平均使用日数
1年に最高20日間を付与 ※前年からの繰越を含め最高40日間	7.5 日

※ 平均使用日数は一般行政職の平均使用日数

(3) その他の主な休暇制度の状況（平成20年4月1日現在）

休暇の種類	事 由	日数又は期間	給料	
病気休暇	職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある場合	公務上の傷病の場合、やむを得ないと認められる必要最小限度の期間	有給	
		私傷病の場合、90日を超えない範囲内で必要最小限度の期間		
特 別 休 暇	公民権行使のための休暇	職員が選挙権その他公民として権利を行使する場合		必要と認められる期間
	証人等として出頭するための休暇	職員が証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合		必要と認められる期間
	骨髄液の提供のための休暇	職員が骨髄液の提供希望者として登録の申出を行い、又は骨髄液を提供する場合		必要と認められる期間
	ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合	1暦年につき5日の範囲内の期間	
結婚休暇	職員が結婚する場合	連続する5日の範囲内の期間		

特 別 休 暇	産前休暇	女性職員が6週間以内に出産する予定である場合	出産の日までの申し出た期間	有給
	産後休暇	女性職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間	
	生児保育休暇	生後1年に達しない生児を育てる女性職員が授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間	
	妻の出産休暇	職員の妻の出産に伴い、入院の付添等のため勤務しないことが相当である場合	2日の範囲内の期間	
	妊産婦の健診通院休暇	妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が保健指導又は健康診査を受ける場合	その都度必要と認められる期間(ただし、回数制限あり)	
	子の看護休暇	小学校就学前の子を看護するため勤務しないことが相当である場合	1暦年につき5日の範囲内の期間	
	子の養育休暇	職員の妻の出産予定日6週間前の日から8週間を経過するまでの日で、小学校就学前の子を養育するため勤務しないことが相当である場合	5日の範囲内の期間	
	忌引休暇	職員の親族が死亡した場合	親族に応じ1日から10日までの範囲内の期間	
	父母の祭日の法要休暇	職員が父母の追悼のための特別な行事のため勤務しないことが相当である場合	1日の範囲内の期間	
	夏季休暇	心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当である場合	7月から9月までの期間内における連続する5日の範囲内の期間	
生理休暇	生理に有害な職務及び生理日において勤務することが困難である場合	2日以内でその都度必要と認められる期間		
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母等で負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものを介護する場合	連続する6か月の期間内で必要と認められる期間	無給	
組合休暇	任命権者の許可を得て、職員団体の業務又は活動に従事する場合	1暦年につき30日を超えない範囲内で必要と認められる期間		

※ 取得要件等は、「湖西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」及び「湖西市職員の勤務時間、休暇等に関する規則」により定められている。

(4) 育児休業制度及び取得の状況（平成19年度）

内 容	日数又は期間	給料	区 分	育児休業	部分休業
3歳に満たない子を養育するため、その子が3歳に達するまでの期間	任命権者の承認を受け子が3歳に達するまで	無給	男 性	0 人	0 人
			女 性	7 人	0 人
			合 計	7 人	0 人

※ 当該年度に新たに育児休業又は部分休業を取得した人数である。

4 分限及び懲戒処分者の状況

(1) 分限処分者数（平成19年度）

区 分	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
処分者数	0 人	0 人	4 人	0 人	4 人

※ 分限処分とは、職員がその職務を十分に果たしえない場合等に、本人の意に反して行う処分を言う。

(2) 懲戒処分者数（平成19年度）

区 分	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
処分者数	1 人	0 人	0 人	0 人	1 人

※ 懲戒処分とは、職員の一定の服務義務違反に対して、道義的責任を追求するために行う処分を言う。

5 服務の状況

(1) 服務規律遵守のための取り組み（平成19年度）

区 分	取 組 内 容
綱紀肅正に関する事	・綱紀の保持及び交通安全意識の徹底に関する通知 ・選挙における職員の服務規律の保持に関する通知

(2) 営利企業等従事許可の状況（平成19年度）

許可件数	主 な 許 可 事 例
2 件	・事業所・企業統計調査員及び指導員

※ 上記の許可は、地方公務員法第38条第1項に基づくものである。

6 研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の概要等（平成19年度）

区 分	実施した主な研修	受講者数
階層別研修	・西部4市（新規採用・初級・中級・上級・監督者・管理者）職員合同研修 ・西部5市専門研修	43 人
専 門 研 修	・政策形成技法講座 ・情報処理と文章化技術講座 ・法制執務（初級・中級） ・地方自治法研修 ・地方公務員法研修	36 人
特 別 研 修	・目標管理研修 ・法制執務研修 ・メンタルヘルス研修 ・窓口対応力強化研修	111 人

(2) 勤務成績の評定の概要（平成19年度）

区 分	概 要
評定回数	年2回実施（実施基準日が4月1日の場合4月～9月、10月1日の場合10月～翌年3月）
対 象 者	全職員（技能労務職及び休職等により公正な評定ができない職員を除く。）
目 的	職員の能力開発、人材育成及び給与等の処遇に反映することで、適正な人事管理を行う。
評定方法	職員が半期ごとに設定した業務目標に係る「実績評価」と知識、計画性及び企画力等の項目からなる「能力評価」について、各評定期間終了後に、原則として上司2人が評定する。

7 福祉及び利益の保護の状況

(1) 定期健康診断の実施状況（平成19年度）

区 分	対 象 者	対象者数	受診者数	受 診 率
基本検診	原則全職員	328 人	235 人	71.6 %
胸部X線検査	原則全職員	324 人	228 人	70.4 %
胃部X線検査	40歳以上及び40歳未満であって希望するもの	198 人	117 人	59.1 %
VDT作業検査	主にコンピュータによる作業を行う職員	6 人	6 人	100.0 %

- ※1 対象者数には特別職2人を含む。
 2 未受診者については、各自が別途人間ドックを受診。

(2) 公務災害等の認定状況（平成19年度）

区 分	公務災害	通勤災害	計
認定件数	6 件	0 件	6 件

(3) その他主な福利厚生事業の概要（平成19年度）

区 分	概 要	支 出 額
被服の貸与	職員の勤務条件及び業務効率の向上を図るため、現業的業務に従事する職員等に対して作業衣等を貸与	244 千円
互助会運営	（湖西市役所職員互助会 会員数334人） 職員厚生交付金 ・ 交付対象事業 事務職員給与等事務費・人間ドック助成・クラブ活動助成 ・ 互助会公費負担率 25.1% 公費負担額/(公費負担額+会員掛金額) ・ 一人あたり公費負担額 5,955円	1,980 千円